

不良債権の状況について

実績の内容

当金庫では、常日頃より健全経営を心掛け、資産全般について定期的に自己査定を実施し、リスク管理債権の発生防止に努めております。また、期中に発生した不良債権に対しては貸倒引当金を積むなど、充分な引当処理を行い万全の対応を図っております。

2024年度の信用金庫法及び金融再生法による不良債権額は2億円の減少となり、不良債権比率が前年比0.33ポイント低下し、3.44%となりました。また、保全率は96.4%と高い安全性を確保しております。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

単位:百万円、%

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2023年度	977	977	606	371	100.0	100.0
	2024年度	550	550	509	41	100.0	100.0
危険債権	2023年度	4,018	3,859	3,782	76	96.0	32.5
	2024年度	4,240	4,068	3,921	147	95.9	46.1
要管理債権	2023年度	—	—	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	2023年度	—	—	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2023年度	—	—	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—	—	—
小計 (A)	2023年度	4,995	4,836	4,389	447	96.8	73.8
	2024年度	4,791	4,619	4,430	189	96.4	52.4
正常債権 (B)	2023年度	127,234					
	2024年度	134,187					
総与信残高 (A) + (B)	2023年度	132,229					
	2024年度	138,978					

- 【注】 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

不良債権額・比率

